

～ お問い合わせの前に（過去の質疑応答） ～

Q1 業務委託測量等（測量・調査・設計）の申請はいつごろでしょうか？

白河市では、建設工事と業務委託の審査年度を1年ずらして行っております。

測量等業務委託の定期申請受付は、令和9年11月に「令和10、11年度登録分」の申請受付を予定しております。（登録有効期間:令和10年4月1日から令和12年3月31日までの2年間）

なお、随時受付は行っておりませんが、令和10年2月に追加申請受付を予定しております。

Q2「準市内業者」として申請するにあたり条件はありますか？

市外に本社、本店があり市内に支店又は営業所（以下「支店等」という。）を置き、当該支店等に常勤する者及び建設業法第7条第2号の規定に基づく専任の者がおり、当該支店等の代表者に見積り、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該支店等を置いてから2年以上経過し、かつ、格付けの基準とする日から2年以内に当該支店等における市の区域内における工事の受注実績があること。これらの要件を全て満たしていることが条件となります。

なお、登録後、営業所を廃止したなど条件を満たさなくなったときは、県内又は県外業者の区分に変更しますので、速やかに変更届を提出してください。

※「白河市建設工事入札参加資格審査申請書類の記載要領」参照

Q3 今般、白河市内に本社を移転しましたが「市内業者」として申請可能でしょうか？

準市内業者の取扱同様、市内に会社を置いてから2年以上経過し、かつ、格付けの基準とする日から2年以内に当該本社における市の区域内における工事の受注実績があることが条件となります。

したがって、白河市内に本社、本店を置く者であっても、要件が全て満たされなければ「県内」業者として申請していただくこととなります。

※「白河市建設工事入札参加資格審査申請書類の記載要領」準市内業者規定準用

Q4 白河市指定様式以外のものを利用してもよろしいでしょうか？

上水道工事及び下水道工事の区分が他団体と異なることなどもあり、指定以外の様式の利用は認めておりません。ただし、特例として「工事経歴書」については、指定様式での作成が困難な場合で、かつ上水道工事がないものに限り、福島県様式のコピーの提出を認めます。また、県外・県内業者においては「技術者経歴書」も同様の取扱とします。

※「令和9・10年度 白河市工事等の入札参加資格審査申請チェックリスト」参照

Q5 継続申請する場合の登録（受付）番号の確認はどのようにすればよいでしょうか？

白河市ホームページの「ホーム > 市政情報 > 入札・契約 > 工事等請負有資格業者名簿」で確認できます。なお、白河市に登録している間は、この登録番号は変わりませんので、お問い合わせの際にもこの番号を申出いただくことでスムーズにご案内ができます。

※「令和9・10年度 工事入札参加資格審査申請書提出フロー」参照

Q6 「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（通称:経審）」の更新手続き中で、最新のものが手元に届いていない場合はどうすればよいでしょうか？

資格審査は、審査基準日の直前の営業年度の内容で行うこととしていますので、審査基準日とした「令和8年7月1日」現在で有効であった通知書（経審）をもとに書類を作成してください。ただし、ご承知のとおり通知書（経審）の有効期限が切れると公共工事に参加できませんので、現在登録中の方はもちろん、更新手続きにおいても、最新の通知書（経審）写しを追加提出していただく必要があります。なお、既にお手元に最新の通知書（経審）が届いている場合は、最新情報で書類を作成してください。

※「白河市建設工事入札参加資格審査申請書類の記載要領」参照

Q7 第6号様式「経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均完成工事高対応表」の合計が、「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（通称:経審）」の合計と合わない場合はどうすればよいでしょうか？

「通知書（経審）」と「第3号様式 完成工事高集計表」、「第6号様式 入札参加申込業種の平均完成工事高対応表」の合計は一致していることが前提となりますので、各様式間の整合性を図りご提出ください。なお、千円未満の端数調整における相違は問題ありません。

[参考] 仕分けすることが困難な工種を「その他」として計上し合計を一致させる。

Q8 現在、登録している業者ですが、継続申請するにあたり、前回審査との相違点があれば教えてください？

特に変更はございませんが、郵送のみの申請受付となります。継続申請の場合は、前回提出したデータを更新してご申請ください。

【お願い】送付の方法や種類は問いませんが、到達に関する保障や確認については、市では一切対応できませんので、各自対策を講じてください。

Q9 「納税証明書」について証明範囲の目安があれば教えてください？

国税及び福島県税、白河市税の納税状況について審査します。

個々の課税状況に応じて滞納や未納がないことを証明願いますが、目安といたしましては、国税及び県税については、最低でも審査基準日の直前1年間において納付し、又は納付すべき額が確定したもので、3か月以内に発行された納税証明書をご準備ください（コピー可）。

【例】

●国税の納税証明書の様式

法人の場合・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」

個人の場合・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」

※ 納税証明書「その3の3（未納税額のない証明用）」でも可

●非課税業者は添付不要

市税については、令和8年11月1日までに納期が到来するすべての市税（法人の場合には、市県民税特別徴収分を含みます。）において、滞納や未納がないことを確認し、「滞納なし」と表記された納税証明書を取得しご提出ください。なお、県外業者で、「福島県」及び「白河市」に収めるべき税がない場合は、国税のみ証明願います。

【お願い】各証明書の取得については、当該窓口の指示や判断が優先されますので、担当職員の案内に従い交付を受けてください。

Q10 継続申請するにあたり、前任者から引継ぎが受けられなかったため、書類の作成に苦慮しております。作成のポイントなどがあればご教示いただきたい。

市では、「白河市工事等の入札参加資格審査申請チェックリスト」に沿って審査を行います。

したがって、チェックリストの留意事項に記載されている項目が、作成のポイントであり、審査のポイントになります。また、提出前に作成者以外の方による社内検査を実施し、不備がないよう整えてからご送付いただくことが最も重要なポイントです。

なお、次回に備えて、申請ファイルを正本・副本として2冊作成し、自社で副本を管理し、経過などを記録しておくことをお勧めします。

作成した電子データは適宜更新することにより、後の変更や2年後の継続申請時に大幅な事務軽減が図られると思います。

※新規申請の方も参考にしてください。